

消防消第 40 号
令和 2 年 2 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等
の調査結果について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、今回の調査結果（調査基準日：令和元年 10 月 1 日）では、前回調査（調査基準日：平成 30 年 10 月 1 日）から改善がみられますが、未だ非常用電源が整備されていない消防本部、指令センター及び消防署所（以下、「消防本部等」という。）があります。

また、既に整備されている消防本部等においても、

- ・地震対策を講じていない
- ・災害が発生した際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策を講じていない
- ・非常用電源の使用可能時間が 72 時間未満である

など、応急対策の拠点としての機能を適切に発揮できないおそれのある消防本部等が多くみられますが、近年の自然災害においては、長時間におよぶ停電等も発生しており、災害対応の拠点となる消防本部等の非常用電源の確保は重要な課題です。

つきましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、下記について周知するとともに、必要な助言等を行っていただくようお願いいたします。

記

1 調査結果 別添のとおり

2 非常用電源の整備について

消防力の整備指針（平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号。以下「整備指針」という。）第 23 条第 2 項において、「消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。」と定めており、指令センターも含めて、非常用電源の整備を進めること。

3 非常用電源の地震・浸水対策について

整備指針第 23 条第 1 項において、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。」と定めており、非常用電源の耐震措置や浸水想定水位より上部へ設置するなどの対策を進めること。

4 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））において、「72 時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性を鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

5 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象とされていることから、その活用を検討すること。

なお、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和 2 年度までとされているところであるが、令和 2 年度までに建設工事に着手した事業については令和 3 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとされていることから、当該事業債を活用した非常用電源の整備等に積極的に取り組むよう検討すること。

また、令和 2 年度より、浸水対策のため、洪水浸水想定区域等からの消防署所の移転に要する経費についても、新たに緊急防災・減災事業債の対象とされていることから、必要に応じて検討すること。

【連絡先】

消防庁消防・救急課

本田係長、五十川^{いそかわ}事務官

T E L 03-5253-7522（直通）

F A X 03-5253-7532

E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

消防本部等における非常用電源の設置状況等の調査結果

○調査目的

消防力の整備指針（消防庁告示第1号）では、消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとしていることから、消防本部、指令センター及び消防署所における非常用電源の設置状況等について調査を実施したものの。

○調査対象

消防本部庁舎：726庁舎

指令センター：655箇所（指令センターを有しない119番受信設備を含む）

消防署所：4,821署所

○調査基準日

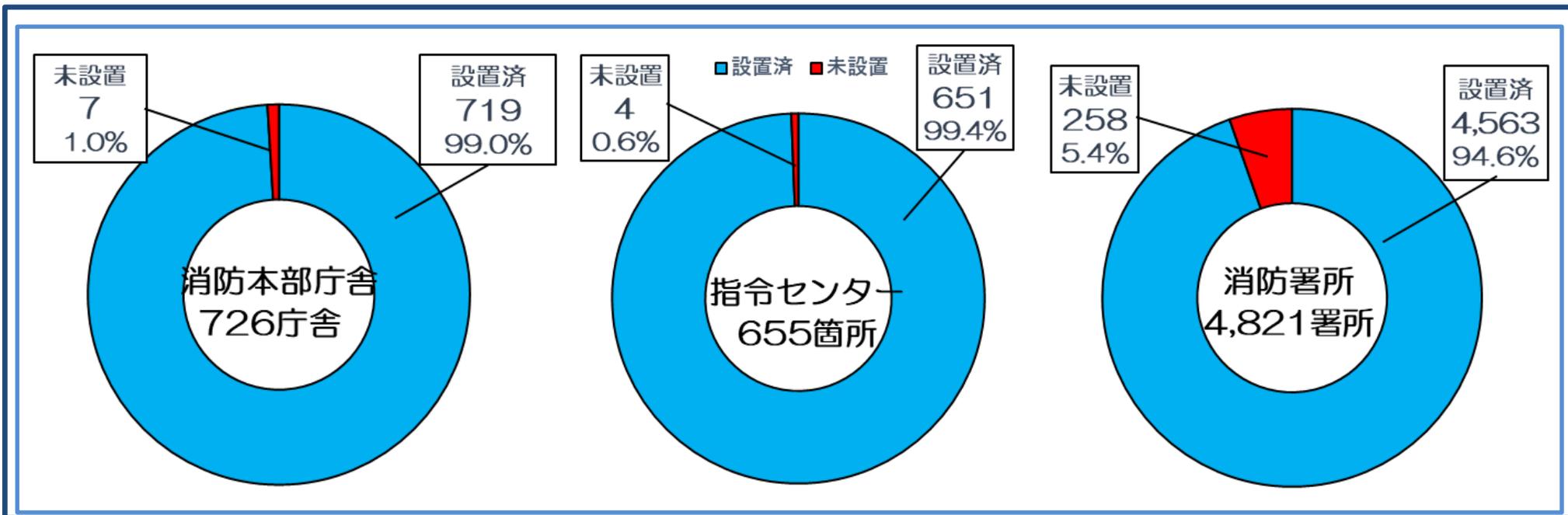
令和元年10月1日

○回収率

100%

1 非常用電源の設置について

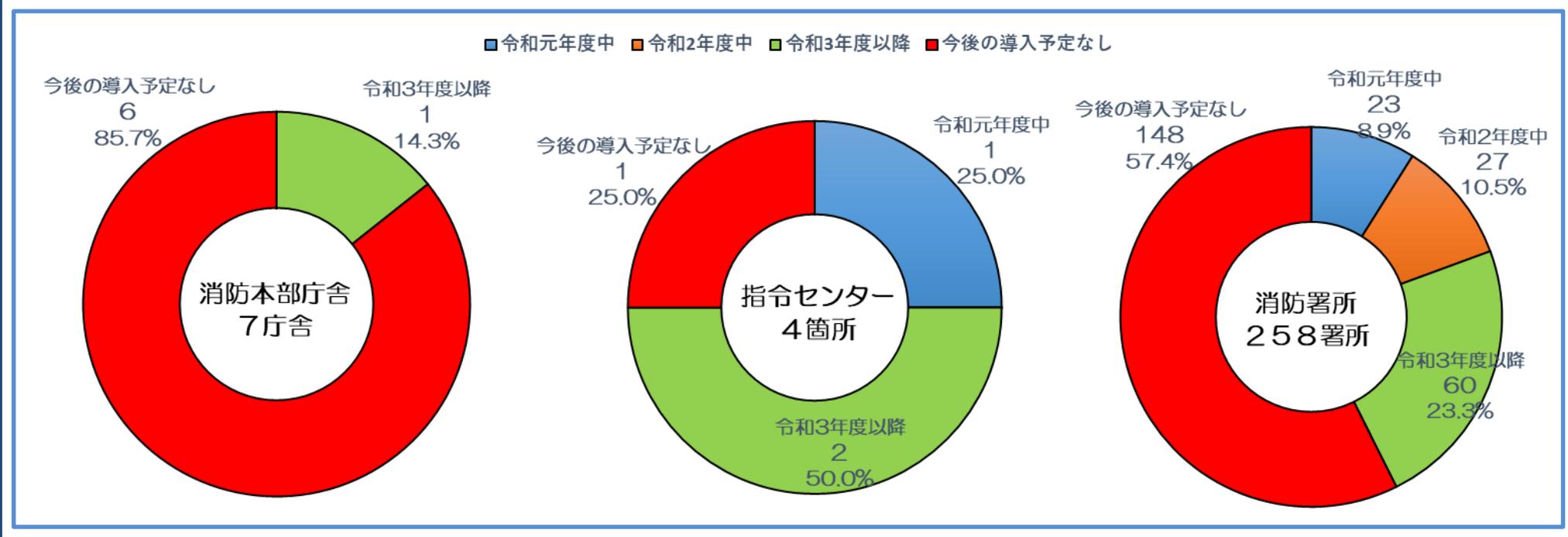
1-1 非常用電源の設置状況



- 消防本部庁舎（726庁舎）のうち719庁舎が設置済（99.0%）（前回比+0.9ポイント）
- 指令センター（655箇所）のうち651箇所が設置済（99.4%）（前回比+0.6ポイント）
- 消防署所（4,821署所）のうち4,563署所が設置済（94.6%）（前回比+1.3ポイント）

1 非常用電源の設置について

1-2 未設置消防本部等の今後の設置予定



○非常用電源の設置予定で、「今後設置予定なし」と回答した消防本部、指令センター及び消防署所は、

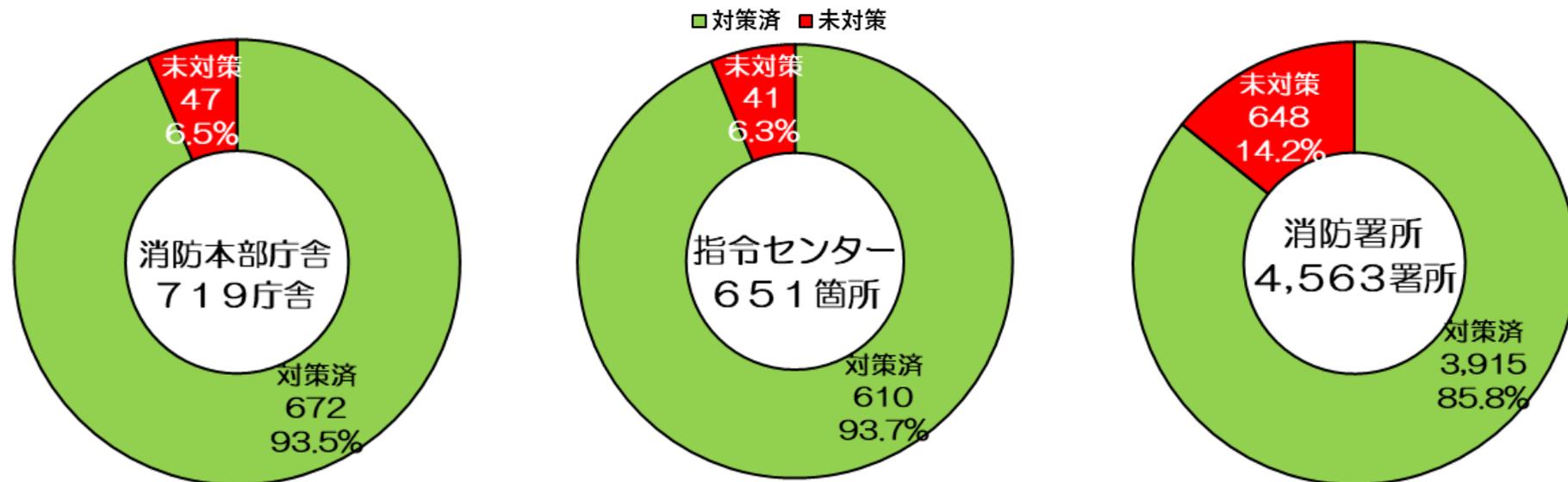
- ・消防本部庁舎（7庁舎）のうち**6庁舎**（前回比**-5庁舎**）
- ・指令センター（4箇所）のうち**1箇所**（前回比**-2庁舎**）
- ・消防署所（258署所）のうち**148署所**（前回比**-12署所**）

○設置予定のない主な理由 ※複数回答

	消防本部庁舎	指令センター	消防署所
庁内で議論されていない	2	0	23
設置に多額の費用がかかるため	3	1	65
設置するスペースがない	1	0	19
その他	4	2	91

2 非常用電源の地震対策状況について

※非常用電源設置済と回答した消防本部、指令センター等及び消防署所が対象



○地震対策を講じている消防本部、指令センター及び消防署所は、

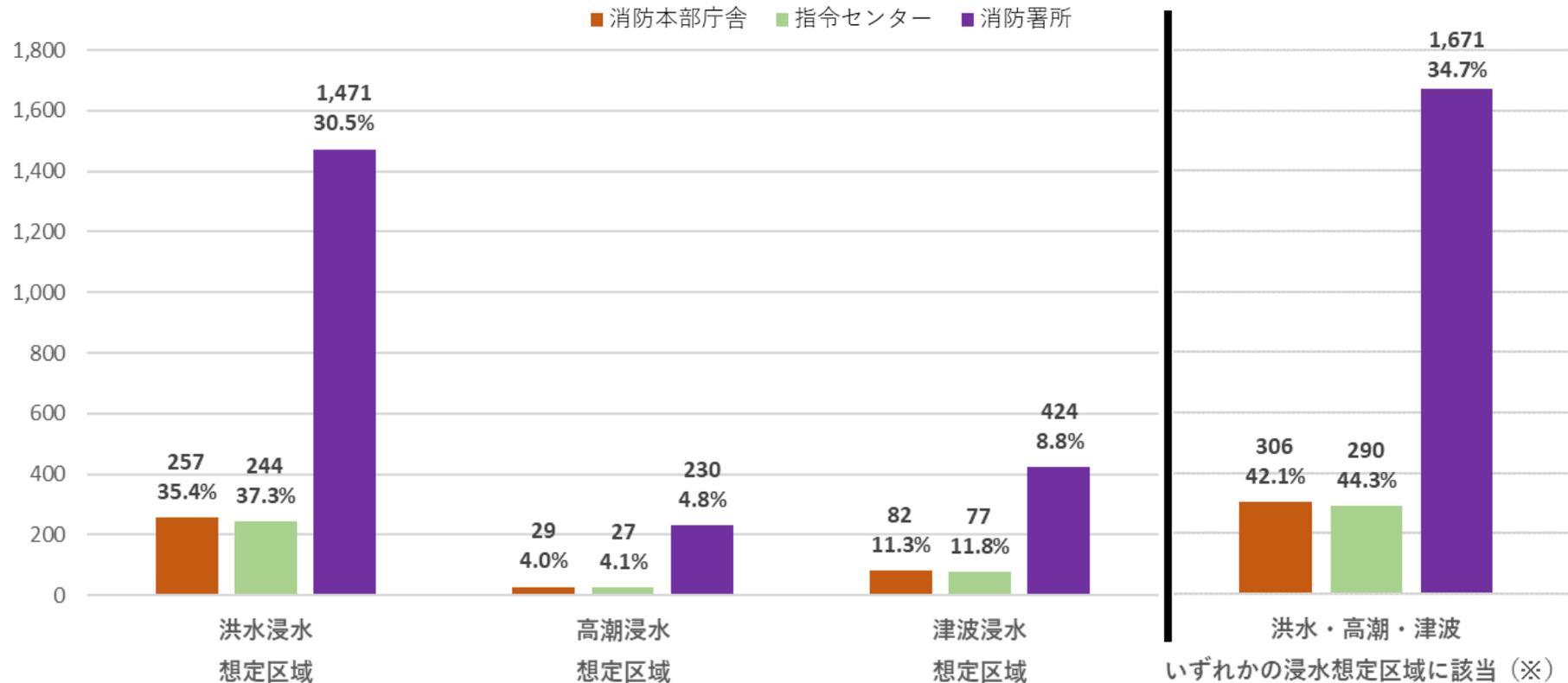
- 消防本部庁舎（719庁舎）のうち**672庁舎（93.5%）**（前回比+0.6ポイント）
- 指令センター（651箇所）のうち**610箇所（93.7%）**（前回比+0.3ポイント）
- 消防署所（4,563署所）のうち**3,915署所（85.8%）**（前回比+0.8ポイント）

【地震の主な対策例】

- 建物が耐震化済みで、発電装置等に転倒防止措置
- 屋外であるが、発電装置等をアンカーボルト等で固定

3 非常用電源の浸水対策状況について

3-1 浸水想定区域内に消防本部等が設置されている状況



※ 複数の浸水想定区域に該当している消防本部、指令センター及び消防署所があるため、個々の浸水想定との合計とは一致しない。

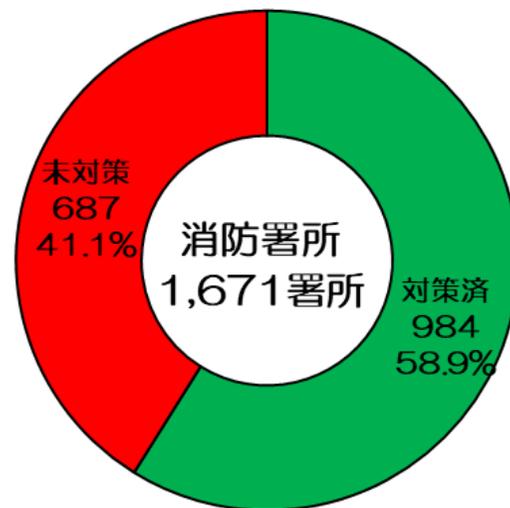
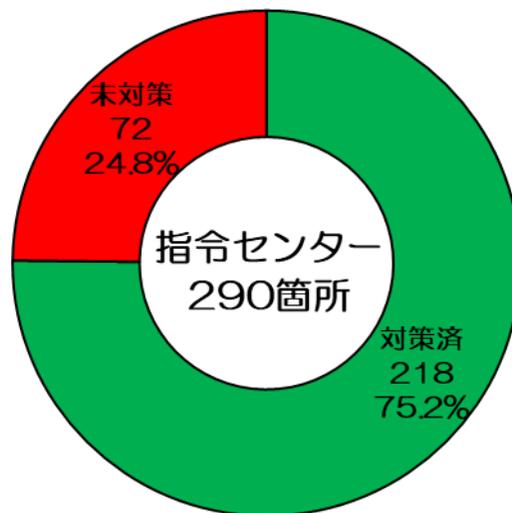
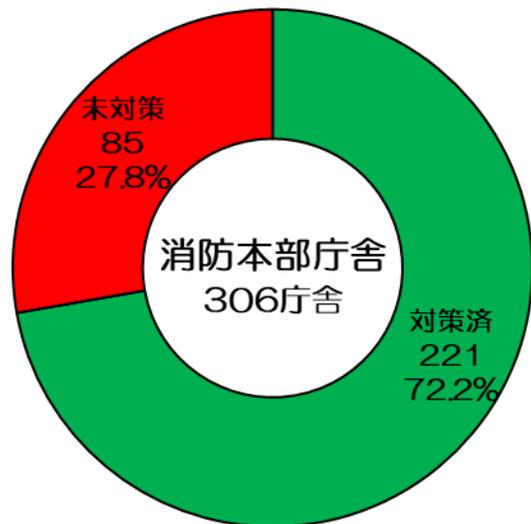
- 洪水・高潮・津波いずれかの浸水想定区域内に該当している消防本部、指令センター及び消防署所は、
 - ・消防本部庁舎（726庁舎）のうち**306庁舎（42.1%）**
 - ・指令センター（655箇所）のうち**290箇所（44.3%）**
 - ・消防署所（4,821署所）のうち**1,671署所（34.7%）**

○消防本部、指令センター及び消防署所のいずれも**約3割～4割程度**が洪水・高潮・津波いずれかの浸水想定区域内に庁舎が建設されている。

3-2 浸水対策状況

※非常用電源を設置済で、発災の際、浸水のおそれがある消防本部、指令センター及び消防署所が対象

■ 対策済 ■ 未対策



○非常用電源に対する浸水対策を行っている消防本部、指令センター及び消防署所は、

- ・消防本部庁舎（306庁舎）のうち**221庁舎（72.2%）**（前回比+3.3% 1ト）
- ・指令センター（290箇所）のうち**218箇所（75.2%）**（前回比+4.2% 1ト）
- ・消防署所（1,671署所）のうち**984署所（58.9%）**（前回比+0.4% 1ト）

○主な浸水対策例

- ・想定浸水深より上部に設置
- ・水が入らない構造の部屋に設置
- ・浸水防水板または土のうを準備

○平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間の浸水による被害の有無は

- ・消防本部（726庁舎）のうち**2庁舎（0.3%）**
- ・指令センター（655箇所）のうち**6箇所（0.9%）**
- ・消防署所（4,821署所）のうち**5署所（0.1%）**

【主な原因】

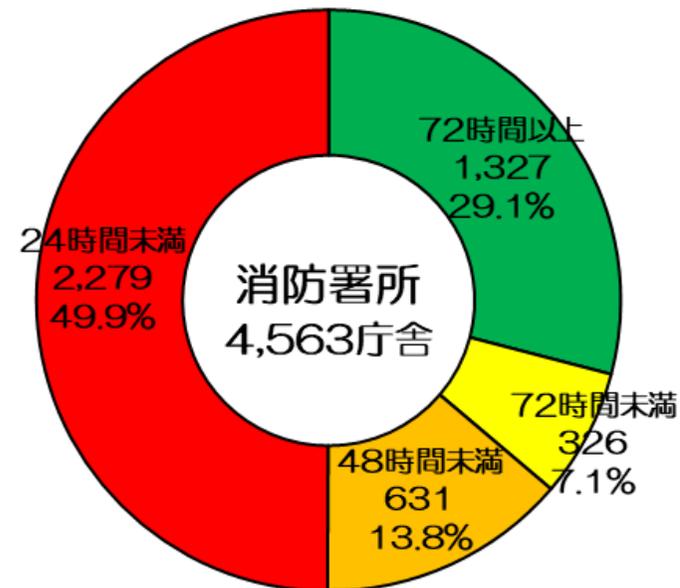
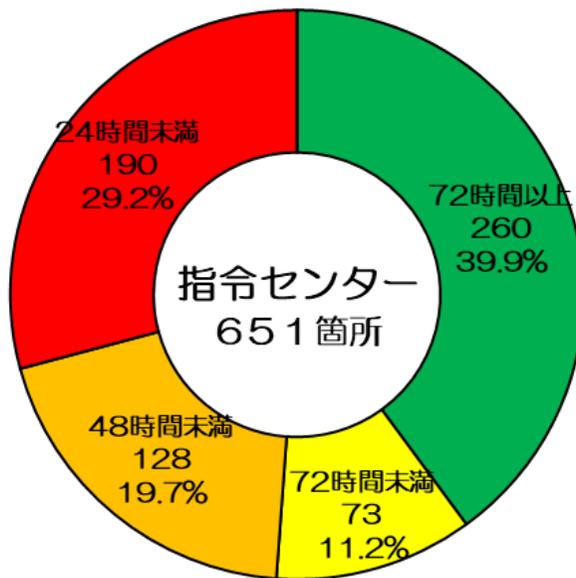
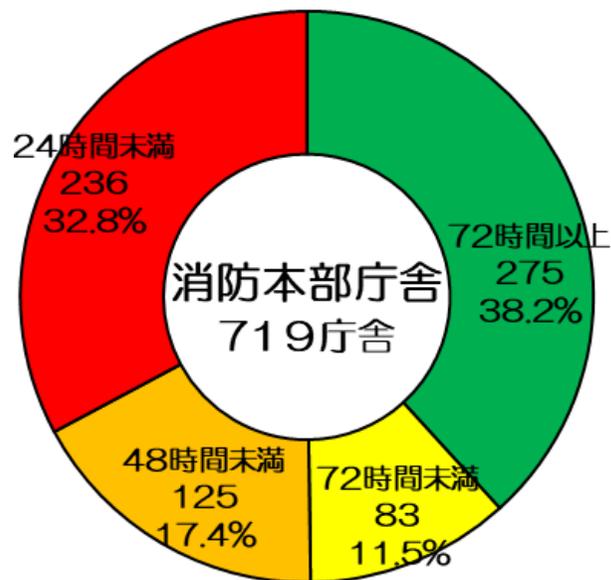
令和元年台風15号・台風17号等

4 非常用電源の使用可能時間等について

4-1 非常用電源の使用可能時間

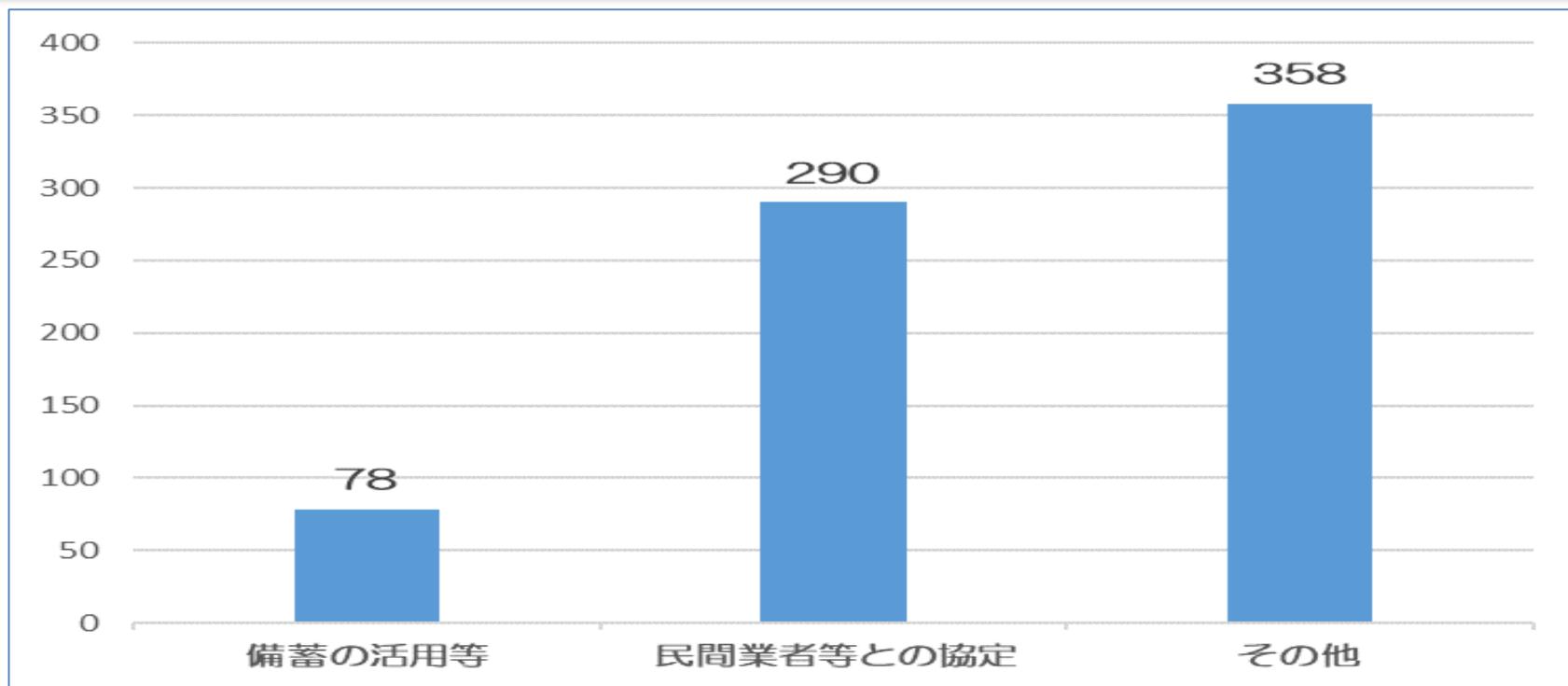
※非常用電源設置済と回答した消防本部庁舎、指令センター及び消防署所が対象

■72時間以上 ■72時間未満 ■48時間未満 ■24時間未満



- 消防本部庁舎（719庁舎）のうち、72時間以上の消防本部庁舎が**275庁舎（38.2%）**
（前回比+4.2ポイント）
- 指令センター（651箇所）のうち、72時間以上の指令センターが**260箇所（39.9%）**
（前回比+3.2ポイント）
- 消防署所（4,563署所）のうち、72時間以上の消防署所が**1,327署所（29.1%）**
（前回比+2.9ポイント）

4-2 非常用電源の燃料確保の方法について



○非常用電源の燃料確保の方法については、全消防本部（726本部）のうち、

- 備蓄の活用等が78本部（10.7%）
- 民間業者等との協定が290本部（39.9%）
- その他が358本部（49.3%）

【その他の主な内容】

- 他の庁舎へ一時的に移動
- 給油取扱所に優先的な確保を依頼

4-3 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間で1時間以上停電した件数と非常用電源の運転状況

停電の原因

原因	庁舎		
	消防本部庁舎	指令センター	消防署所
大雨・洪水	1	2	3
地震	3	2	6
落雷	2	5	17
台風	27	7	148
送電トラブル	1	1	10
その他	14	17	40
合計	48	34	224

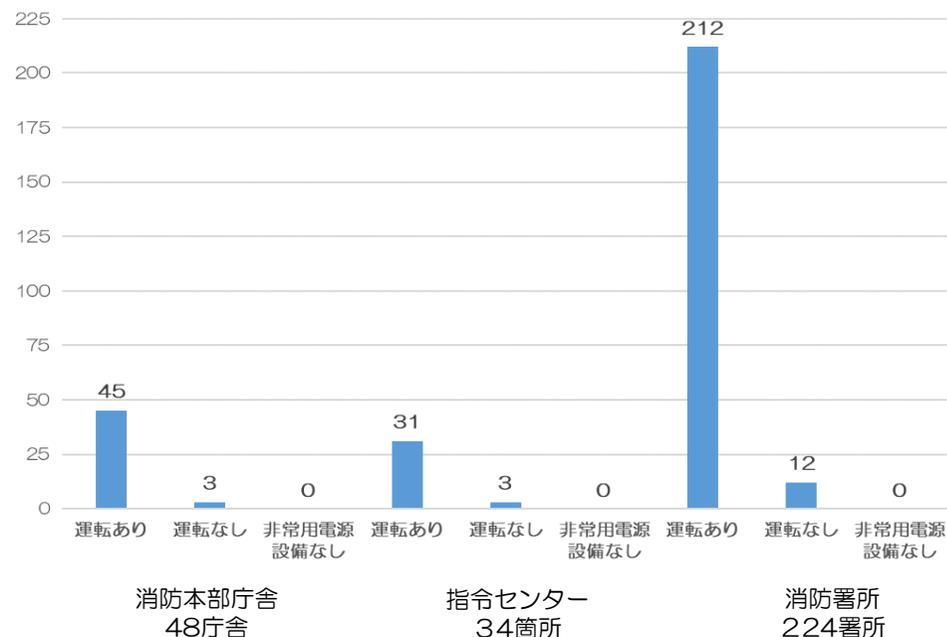
○平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間で1時間以上停電した件数は

- ・消防本部庁舎（726庁舎）のうち**48庁舎**（6.6%）
- ・指令センター（655箇所）のうち**34箇所**（5.2%）
- ・消防署所（4,821署所）のうち**224署所**（4.6%）

【主な停電の原因】

- ・令和元年台風15号・台風17号等

停電時における非常用電源の運転状況



○平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間で1時間以上停電し、非常用電源が作動した件数は

- ・消防本部庁舎（48庁舎）のうち**45庁舎**（93.8%）
- ・指令センター（34箇所）のうち**31箇所**（91.2%）
- ・消防署所（224署所）のうち**212署所**（94.6%）

※「運転無し」の主な原因

- ・修理中
- ・移設工事中 など

※「運転無し」の主な代替措置

- ・ポータブル発電機で対応
- ・他の庁舎へ一時的に移動

参考1 非常用電源の災害への対策例

浸水に対する対策例

屋上に非常用電源を設置



発電機



エンジン

エンジンや燃料庫などを屋上に設置し、浸水対策を講じている。

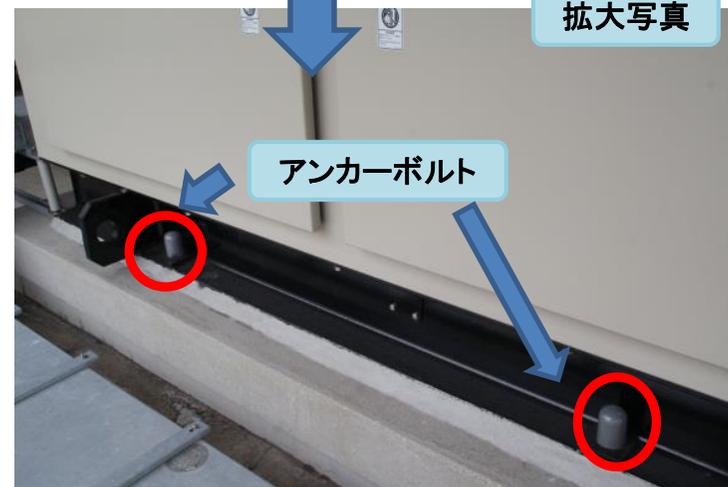
提供：佐賀広域消防局

地震に対する対策例

耐震化されている建物内にアンカーボルトにて固定



拡大写真



アンカーボルト

提供：尼崎市消防局

参考2 非常用電源の適切な確保

1 非常用電源について

○「防災基本計画」(抜粋)(平成30年6月中央防災会議)

第2編 第1章 第6節 2(7) 公的機関等の業務継続性の確保

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、…電気・水・食料等の確保…について定めておくものとする。

○「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(抜粋)

(平成28年2月内閣府(防災担当))

1章 はじめに [業務継続計画に特に重要な6要素]

(3) 電気、水、食料等の確保

停電等に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。

消防力の整備指針【23条】

1 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。

2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点として機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

3 (略)

未設置の消防本部庁舎等は、非常用電源を早急に設置することが重要

災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、揺れや、浸水に備えた非常用電源の確保が重要

非常用電源の設置及び移設等に要する経費は、緊急防災・減災事業債の対象

2 非常用電源の稼働時間の確保

○「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(抜粋)

(平成28年2月内閣府(防災担当))

・非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保

※人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。

※停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。その際、軽油、重油等の燃料の備蓄等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。

72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが重要